

本誓寺

門徒会通信

第七号

発行責任者
白崎 英旦

本誓寺住職・代表役員吉田は

行様が逝去されてから三カ月が過ぎましたが、未だに後継住職が決定しない状況が続いており、御門徒の皆様方におかれましては、大きな不安が募っていることと推測しております。本号においては、皆様方からの御質問に対する回答とともに事務所備え付け書類開示請求裁判後の閲覧結果について御報告申し上げます。

①御住職がお亡くなりになって三カ月を経過した時点においても本山には死亡届が提出されていないと聞いておりますがそれは何故でしょうか。

〔答〕御住職が二月九日に逝去された後、吉田家における葬儀は執り行われ、市役所には死亡届は提出され、埋葬許可もおりております。本山への死亡届は、寺族代表である坊守吉田正子様、候補衆徒吉田明氏、副住職吉田信氏の三名が署名捺印の上、速

やかに提出しなければなりません。しかしながら、その書類を副住職が所持したまま坊守様、候補衆徒様の署名捺印を求めているため提出が遅滞していると思われまます。

②未だに住職後継者が決まらないのは何故でしょうか。

〔答〕本誓寺規則第十一条では、「代表役員が死亡、その他の事由によって欠けた場合においては、すみやかにその後任者を置くこと、また、その後任者を選ぶことができないときは、代表役員代務者を置き、寺院住職代務者の職にあてる」ということになっております。また、後継住職同様、住職代務者は宗憲によって教師資格を持つ僧侶について本山宗務総長が任命します。後継住職であれ、代務者であっても本山への申請には総代の同意が必要とされておりまます。しかしながら、現在の本誓寺には総代は存在しておりません。従って、後継住職あるいは代務者の申請を行うためには、門徒総会を開催し、総代を選出することが必要となります。

③総会の招集はどなたが行うのでしょうか。

〔答〕仙台教務所長様のお話では、現在の本誓寺において総会を開催するためには寺族代表である坊守吉田正子様からの案内が必要となります。しかし、坊守正子様の居所は不明であり、その役割を担うことができない状況になっているようですので、総会の開催も難しいと言わざるを得ません。坊守正子様の次の招集権者は候補衆徒吉田明氏となります。

④総代が選任されない状況においては、本誓寺の住職様の選任はどのようになるのでしょうか。

〔答〕真宗大谷派寺院教会条例第十一条には、住職または教会主管者が欠けたときは、「遅滞なく後任者の任命をしなければならぬ」とされ、その第二項には「故なく前項の申請を遅滞したとき又は特別の事由があるときは、宗務総長は、申請を待たずに住職又は教会主管者を任命することができ」と規定されています。従って、後継住職の決定が長引いた際には、この条項が適用される可能性もあります。

⑤現在の状況が続き、本誓寺の代表役員ならびに総代・責任役員が決定されない場合には、お寺は解散させられるのでしょうか。

〔答〕宗教法人法第八十一条には、裁判所は宗教法人について解散を命ずることができる五つの状況を規定していますが、その中に「一年以上にわたり代表役員およびその代務者を欠いていること」が該当する事由の一つとして記載されております。従って、一年以上住職又は代務者が決まらない場合には、宗教法人本誓寺は解散を命じられる可能性がります。また、その際には、現状では清算人が選定できませんので、財産は国に帰属することになると思われまます。

⑥候補衆徒と副住職の立場はどのように違うのですか。

〔答〕このことについては、平成二十三年十月十四日盛岡地方裁判所の判決文にある内容が分かり易いと思ひますので御紹介いたします。「真宗大谷派の寺院における候補衆徒とは、住職の後継候補としての宗教上の地位に過ぎないものではなく、具体的な